

公 示 送 達

土地区画整理事業に係る、  
 衛に対する、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第94条の規定による「清算金通知書」については、送付すべき場所を確知することができないので、同法第133条第1項の規定により、書類の送付にかえて通知の内容を以下の通り公告します。

年 月 日

土地区画整理事業

施行者 市  
 代表者 市長

1. 書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名並びに清算金

氏 名	住 所	清 算 金	通知の内容
	不明	交付	別表のとおり
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	

	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	
	不明	交付	別表のとおり

2. 通知の内容（別表）

氏 名	従前の土地（小牧市）				換地処分後の土地（小牧市）			記 事
	大字・字	地 番	地目	地積(m <sup>2</sup> )	町又は字	地 番	地積(m <sup>2</sup> )	
			山林	198			334.54	
			宅地	158.67			268.08	
			山林	6.61				法第95条第6項の換地不交付により金銭清算 法第104条第1項により消滅
			原野	52				法第91条第4項により金銭清算 法第104条第1項により消滅

教示

この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

また、処分の取消しの訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市を被告として（市長が被告の代表者となります。）提起することができます。ただし、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、審査請求をした場合は、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。